



税務署コーナー

税務署職員紹介



副署長(総務・法人担当) ^{あさ ま みつる} 浅間 暢 氏

- ①出身地 長野県長野市
- ②前任地 新潟税務署 副署長
- ③趣味・特技 スポーツ観戦・ドライブ
- ④一言コメント 感染対策を徹底し、ウイルスに負けないよう頑張っています。よろしくお祈いします。

【お知らせ】

令和3年分の確定申告はご自宅等からe-Taxで!!

- 確定申告会場は大変混雑しますので、感染リスクを避けるためにも、自宅等からの e-Tax・スマホ申告をお勧めしております。 e-Tax・スマホ申告にはマイナンバーカードが必要です。早めにご取得することをお勧めします。
- 多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードと①パソコン及び IC カードリーダー、又は、②マイナンバーカード対応のスマホがあれば、e-Tax を利用して申告書の提出ができます。
※「マイナンバーカード読み取り対応可能なスマホ」であれば、IC カードリーダーが無くてもマイナンバーカードを使ってパソコンから e-Tax 送信出来ます。
- 確定申告の相談は、チャットボットや電話でもできます。令和 4 年 1 月上旬から、チャットボットでの相談ができるようになりますので、ぜひご活用ください。

【チャットボットでの相談】



ご質問を入力いただければ、AI を活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

税務職員ふたば

- 令和 3 年分の確定申告は、引き続き感染防止対策の一環として、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。整理券の配付は当日券のみであり、オンラインによる事前予約も可能です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

(お問い合わせ先)

館林税務署 個人課税部門

Tel 0276-72-4373 (代) 内線 412、413

※上記の電話番号は、電話がつながると音声案内が流れますので、「2」番をお選びください。

インボイス制度全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて

開催日時 説明会サイトに掲載（随時掲載）
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。

定員 各回100名（先着順）

費用 無料（通信費用は実費となります。）

オンライン説明会とは？

○ インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。

○ チャット機能を利用しての質疑応答を実施します。

オンライン説明会参加までの流れ**説明会サイトへのアクセス**

ステップ1

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

《インターネット（WEB）のみ申込可能！！》
※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。

説明会サイトへ

**必要事項の入力**

ステップ2

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

参加案内メールの受信

ステップ3

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

オンライン説明会への参加

ステップ4

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続きに
ついて知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方
➡ 「3」

○ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ

